

公 告

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

令和8年2月20日

収支等命令者

佐賀県鳥栖警察署

署長 脇山賢一

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

鳥栖警察署庁舎清掃業務委託

(2) 委託業務の仕様等

入札説明書による

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年5月31日まで

2 参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、関係する公務所等に照会する場合があります。

- (1) 庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程（平成2年佐賀県告示第444号）第1条第1項に規定する入札参加資格のうち令和6年度から令和8年度の清掃業務に係る入札参加資格を有する者であること。
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号に基づく建築物清掃業又は同項第8号に基づく建築物環境衛生総合管理業の登録を受けている者であること。
- (3) 佐賀県内に本店を有する者であること。
- (4) 清掃業務に必要な資機材を保有し、委託業務に使用できる者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (8) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (9) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当しないこと、及び次のイからキまでに掲

げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札参加資格の確認

(1) 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、(2)の提出期間内に入札説明書に規定する書類等を下記4の(1)の部局まで郵送又は持参し、入札参加資格の確認を受けることを要します。(2)の提出期間までに提出しない者又は入札参加資格がないと認められる者は入札に参加することができません。

なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

(2) 提出期間

令和8年2月20日（金）から令和8年3月6日（金）まで（佐賀県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第29号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までに提出してください。郵送の場合は令和8年3月6日（金）午後5時必着とします。

(3) 入札参加資格の確認結果は、令和8年3月10日（火）までに通知します。

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

郵便番号841-0051

佐賀県鳥栖市元町1234番地5

佐賀県鳥栖警察署会計課

電話 0942-83-2131

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付場所

ア 入札説明書の交付方法

令和8年2月20日（金）から令和8年3月6日（金）までの日（佐賀県の休日に関する条例第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までに(1)の部局において交付します。また、佐賀県警察本部のホームページからも入手できます。

イ 仕様書の交付方法

アに記載する期間に(1)の部局において交付します。

(3) 入札説明会

実施しません。

(4) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて次の場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとします。

ア 2に定める入札参加資格及び条件を満たさないとき。

イ その他本件委託業務に着手、又は遂行が困難になるとみられる事由が発生したとき。

(5) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月17日（火）午前11時00分

イ 場所

佐賀県鳥栖市元町1234番地5

佐賀県鳥栖警察署4階 会議室

(6) 開札に関する事項

開札は、入札後直ちに(5)のイの場所において入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

(7) 契約内容を示す場所

(1)に同じ。

(8) 入札の方法に関する事項

入札は、本人又はその代理人の直接持参又は郵送による入札とします。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出してください。また、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に110分の100を乗じて得た金額を入札書に記載してください。

入札を郵送で行う場合には、封筒に「鳥栖警察署庁舎清掃業務委託入札書在中」と表書きし、それを別の封筒に入れ、表面に「鳥栖警察署庁舎清掃業務委託入札書在中」と記載して簡易書留で郵送（令和8年3月16日（月）午後5時までに(1)の部局に必着）してください。

(9) 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。）第103条第3項第2号により免除します。

(10) 契約保証金

財務規則第115条第3項第3号の規定により免除します。

(11) 最低制限価格制度

この契約は、最低制限価格制度を適用します。

(12) 落札者の決定方法

入札の結果、最低制限価格に110分の100を乗じて得た額を下回る価格で申込みをした者がある場合は直ちにその者を失格とし、有効な入札書を提出した者であって、予定価格に110分の100を乗じて得た額及び最低制限価格に110分の100を乗じて得た額の制限の範囲内

で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とします。

ただし、契約締結は、入札書に記載された金額に、100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって契約金額とします。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者又はその代理人にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

(13) 不落の場合

入札で不落となった場合は、再度の入札を行います。再度の入札は2回まで（最初の入札を含め3回まで。）を限度とし、再度の入札においても落札者がいない場合は、再度の入札をした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合はその者と契約の締結を行うことができるものとします。

なお、郵送により入札書を提出した者が開札に立ち会っていない場合の再度の入札は、後日改めて行います。

(14) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 1人で2以上の入札をした者

オ 代理人で、その資格がないもの

カ アからオまでに掲げるもののほか、法令又は入札に関する条件に違反した者

(15) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(16) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。

なお、この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札に参加し、及びこれに関係を有する者が、共謀結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認めたとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

5 その他

(1) 提出書類は返却しません。

(2) 契約書の作成を要します。

(3) 委託業務の再委託を禁止します。

(4) この契約による業務を処理するため知り得た情報については、他に漏らしてはいけません。

(5) この公告に掲げる入札は、当該委託業務に係る令和8年度予算が成立しない場合は中止します。